

平成19年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年6月4日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	都 市 建 設 部 長	島村 平治
環 境 経 済 部 長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫
広 報 秘 書 課 長	富田 久和	総 務 課 長	中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	辻 昭典

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 平成 18 年度野洲市一般会計繰越明許費繰越計算書他 3 件の報告について
- 第 5 委任専決第 5 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 6 議第 5 2 号から議第 6 7 号まで一括上程
(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)他 15 件)

市長提出議案

- 委任専決第 5 号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第 5 2 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市税条例の一部を改正する条例)
- 議第 5 3 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議第 5 4 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 18 年度野洲市一般会計補正予算(第 6 号))
- 議第 5 5 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 18 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 議第 5 6 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 18 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第 3 号))
- 議第 5 7 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 18 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 5 号))

- 議第 5 8 号 専決処分につき承認を求めることについて
(指定管理者の名称等の変更について)
- 議第 5 9 号 専決処分につき承認を求めることについて
(訴えの提起について)
- 議第 6 0 号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 6 1 号 野洲市学校給食センター条例の一部を改正する条例
- 議第 6 2 号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第 6 3 号 野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第 6 4 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議第 6 5 号 財産の取得について
(学校給食用食器及び配膳用物品の購入について)
- 議第 6 6 号 市町境界の決定に関する意見について
- 議第 6 7 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

議長(田中栄太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第2回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(田中栄太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成19年度野洲市文化スポーツ振興事業団事業計画書及び会計予算書、平成18年度滋賀県市町土地開発公社事業報告書及び財務諸表、平成19年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金

計画書が市長より提出され、配付しておきましたのでご了承願います。

(日程第2)

議長(田中栄太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第15番、小島進君、第16番、野並享子君を指名いたします。

(日程第3)

議長(田中栄太郎君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの19日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第4)

議長(田中栄太郎君) 日程第4、平成18年度野洲市一般会計繰越明許費繰越計算書他3件の報告について、市長より報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) おはようございます。本日、ここに平成19年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成18年度会計の出納整理期間が、去る5月31日をもって終了をいたしました。予算の執行にあたりましては、各事業が順調に推移をいたしましたことをご報告申し上げます。

では、お手元に配付しております平成18年度各会計決算の状況をご覧ください。

まず、一般会計の決算の状況について報告申し上げます。

歳入決算額は203億4,125万8,453円で、歳出決算額は198億3,820万3,942円となりました。その結果、収支決算剰余金は5億305万4,511円で、この額から平成18年度明許繰越一般財源の5,251万4,000円を引きますと、平

成19年度への繰越金は4億5,054万511円となりました。また、特別会計や企業会計につきましても、一般会計と同様に無事決算を行うことができました。なお、詳細については、決算認定を提案いたします9月議会の定例会で細部についてご説明を申し上げますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、平成18年度野洲市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

繰越明許費として議決をいただきました民生費の民間保育所施設整備補助事業他3件の事業につきまして繰越計算書を調製し、報告をいたすものでございます。

続きまして、平成18年度野洲市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

総務費の介護保険システム改修事業につきましては、繰越計算書を調製いたしましたので報告を申し上げます。

続きまして、18年度野洲市下水道事業特別会計につきましてでございますが、公共下水道事業の辻町4号枝線管渠測量事業他1件につきましては、繰越計算書を調製いたしましたので報告をするものでございます。

次に、平成18年度野洲市水道事業会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。議案書の4ページでございます。

先にご説明を申し上げました関連事業の繰り越しに伴い、配水管整備事業について翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

(日程第5)

議長(田中栄太郎君) 日程第5、委任専決第5号損額賠償の額を定めることについて、市長より報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 委任専決第5号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

平成19年4月12日、野洲市役所分庁舎敷地内において発生した走行中の自動車と公用自動車の追突事故につきまして、市の賠償額を4万4,153円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、

同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

(日程第6)

議長(田中栄太郎君) 日程第6、議第52号から議第67号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)他15件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

事務局長(山中重樹君) おはようございます。それでは議件を朗読させていただきます。

議第52号専決処分につき承認を求めることについて「野洲市税条例の一部を改正する条例」、議第53号専決処分につき承認を求めることについて「野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議第54号専決処分につき承認を求めることについて「平成18年度野洲市一般会計補正予算(第6号)」、議第55号専決処分につき承認を求めることについて「平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」、議第56号専決処分につき承認を求めることについて「平成18年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第3号)」、議第57号専決処分につき承認を求めることについて「平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第5号)」、議第58号専決処分につき承認を求めることについて「指定管理者の名称等の変更について」、議第59号専決処分につき承認を求めることについて「訴えの提起について」、議第60号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第61号野洲市学校給食センター条例の一部を改正する条例、議第62号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第63号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第64号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第65号財産の取得について「学校給食用食器及び配膳用物品の購入について」、議第66号市町境界の決定に関する意見について、議第67号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて。

以上でございます。

議長(田中栄太郎君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議第52号専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容は、たばこ税においては、現在の特例税率が廃止され、税率が本則税率とされ、固定資産税においてはバリアフリー改修を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置が創設され、さらに、駅構内の空きスペースの店舗展開のように高度利用された土地に対する課税の明確化が図られたものであります。住民税においては、株式の譲渡関係において、特例税率などが1年間延長されることになったものであります。本条例につきましては、19年4月1日から施行するものでございます。

議第53号専決処分につき承認を求めることについて、本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年4月1日から施行されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。同条3項の規定によりこれを報告するものでございます。

主な内容は、医療給付費課税額に係る賦課限度額を53万円から56万円に引き上げるものであります。この条例につきましても4月1日から施行するものであります。

議第54号から議第57号までの平成18年度一般会計補正予算、並びに特別会計補正予算の専決処分について承認を求めることについて説明を申し上げます。

別冊の平成18年度野洲市補正予算書をご覧ください。

まず、1ページをお願いいたします。議第54号の平成18年度野洲市一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、各譲与税、交付金等の額が確定したことにより歳入を精査し、これに伴う増加分で財政調整基金からの繰入金を減額したこと、及び起債発行額を同意額にあわせて精査したことが主なもので、既定の歳入予算総額から歳入歳出それぞれ1,137万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を194億7,722万1,000円とするものであります。

次に、第2条地方債の追加変更について8ページをご覧ください。

第2表でございますが、地方債の限度額につきましては、各種事業の確定等により合計で1,000万円を減額するものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。22ページをご覧ください。

まず、総務費では事業内容の精査により財源更正をするものであります。民生費では老人保健事業費で特別会計決算見込みにより、老人保健事業特別会計繰出金26万3,000円、扶助費で生活保護費の決算見込みにより81万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

24ページをご覧ください。次に、衛生費、農林水産業費及び土木費につきましては、事業内容の精査による財源更正と、次の26ページの下水道事業費で下水道事業特別会計繰出金1,244万8,000円を減額するものであります。

次に、教育費では地方債の確定により、社会体育施設諸費及び給食センター施設整備費で財源更正をするものであります。

以上が一般会計に係る歳出の主な内容であります。

これに伴う歳入につきましては、12ページをご覧ください。

地方譲与税では、自動車重量譲与税等の確定により、地方譲与税合計で36万3,000円を追加するものであります。

次に、交付金では特別交付税等の確定により、合計で1億1,699万7,000円を追加するものであります。また、繰入金では基金取り崩し額をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳入、諸収入では、守山野洲行政事務組合へ職員を出向派遣しなかったことにより836万5,000円を減額するものであります。

次に、市債では、同意額の確定により1,000万円の減額を行うものであります。

続きまして、議第55号専決処分につき承認を求めることについて「平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、実質額が確定し、療養給付費等の一部に不足が生じたことから、歳出の不足を調整するため組み替え補正をするものであります。

歳出の主な内容について説明を申し上げますと38ページでございます。保険給付費につきましては、医療費の実績が確定したことから、不足が生じる退職被保険者等療養給付事業費で2,726万2,000円、葬祭費で75万をそれぞれ追加し、また一般医療被保険者療養給付費で1,477万4,000円、出産育児一時金で75万円、また40ペ

ージですが、共同事業拠出金の高額医療費拠出金で1,248万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、議第56号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。43ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、医療費等収入の実績が確定したことから、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,512万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億59万6,000円とするものであります。

歳出の内容につきまして説明を申し上げますと、医療諸費につきましては、医療費の実績が確定したことから、医療給付事業費で1,138万6,000円を減額するものであります。また、医療費支出事業費では358万4,000円、審査支払い手数料で15万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳入につきましては50ページでございますが、支払い基金交付金で2,233万5,000円の追加、国庫支出金で3,814万2,000円の減額、一般会計繰入金で26万3,000円、諸収入で42万円を追加し、それぞれ対応するものであります。

続きまして、議第57号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第5号)について説明を申し上げます。

59ページでございますが、今回の補正につきましては、浄化センター維持管理負担金等の確定や、起債発行額を同意額にあわせ精査したことにより、一般会計からの繰入金を減額したことにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,534万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億7,884万6,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明を申し上げます。

公共下水道事業費では、浄化センター維持管理負担金や行政区域外流出負担金の確定、また琵琶湖湖南流域下水道事業建設事業費の負担金の確定により、合計で1,534万8,000円を減額するものであります。公債費では財源更正をするものであります。

歳入につきまして68ページでございますが、繰入金で1,244万8,000円、市債で290万円をそれぞれ減額し、対応するものであります。

よって、議第54号から議第57号について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第58号専決処分につき承認を求めることについて説明を申し上げます。

平成18年12月議会において議決をいただきましたなかよし交流館の指定管理者の野洲ハンディキャップスポーツクラブワイワイ21が、特定非営利活動法人格を取得されましたこと、これはNPOのことですね。指定管理者の名称等の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めることにつき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議第59号専決処分につき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本年2月19日、大津簡易裁判所に民事訴訟法第383条の規定に基づき、入居者及び連帯保証人2名に対し、支払い督促の申し立てをしたところ、入居者である債務者井上佳奈から支払い督促に対する異議申し立てがされ、債務者井上佳奈への請求について遡及し、訴訟へ移行することとなり、地方自治法第179条第1項の規定により訴えの提起についての専決処分をしたことから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。なお、先の第1回定例議会において、連帯保証人からの異議申し立てに伴う訴えの提起について議決を得たところでありますが、本件については債務者井上佳奈へ支払い督促状を再送達したことにより、第1回定例会後に異議の申し立てが行われたため、専決処分として本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

議第60号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、地方税法、信託法及び証券取引法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。主な内容は、法人課税信託を委託した個人を会社とみなし、法人住民税における法人税割の納税義務者に新たに追加するというものであります。なお、本条例につきましては、それぞれの法律の施行日の関係から、附則各号に定める日から施行するものであります。

議第61号野洲市学校給食センター条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

中学校の完全給食を実施する新しい給食センターが八夫2479番地に竣工したことから、稼動中の中主学校給食センター、野洲学校給食センターの2カ所を廃止し、野洲市学校給食センターの設置を行うため、条例を改正しようとするものであります。なお、給食の開始は2学期からであります。職員は8月1日から勤務し、新しい機器の習熟訓練や諸準備を行うため、本条例につきましては平成19年8月1日から施行しようとするものであります。

議第62号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、健康保険法等の一部の改正に伴い、名称等の変更による所要の条文の整理を行う必要が生じたため、本条例の一部の改正を行うものでございます。第2条の対象者に係る除外規定を削除して第9条で規定することとして、第3条の標準負担額の名称を食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に改めるものであります。なお、この条例の施行につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

議第63号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、健康保険法等の一部改正に伴い、標準負担額の名称を食事療養標準負担額に改めるため、本条例の一部改正を行うものでございます。この条例につきましても、公布の日から施行しようとするものであります。

議第64号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国において非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の趣旨につきましては、最近の社会情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基準額の加算額について、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を、2人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げるものであります。なお、本条例につきましては、公布の日から施行し、19年4月1日から適用するものであります。

議第65号財産の取得について説明を申し上げます。

学校給食用食器及び配膳用物品の購入につきましては、アルミ製からプラスチック樹脂、そして磁器、陶磁器へという給食用食器をめぐる全国的な大きな流れと、家庭で使用しているものと同じ素材の食器を子どもたちに使ってもらいたいとの考えから、陶磁器製の食器がご及びトレイを購入しようとするものであります。去る5月18日に執行し、入札の結果、契約金額を3,486万1,142円、契約の相手を日本調理器株式会社滋賀営業所と定め、物品購入契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第 66 号市町の境界の決定に関する意見書について説明を申し上げます。

滋賀県と琵琶湖に面する 10 市 4 町が琵琶湖、市町境界設定について検討を重ね、去る 5 月 16 日付で琵琶湖における市町境界設定に関し合意を見ましたことから、地方自治法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、滋賀県知事より琵琶湖における野洲市と守山市、大津市及び近江八幡市との境界決定案について意見を求められましたので、これに対し異議はない旨の意見を付して回答いたしたく、地方自治法第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

第 67 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて説明を申し上げます。

現在人権擁護委員であります戸田即善氏が、本年 9 月 30 日をもって任期が満了いたします。戸田即善氏は、平成 16 年から人権擁護委員として 1 期 3 年間の活躍をいただいております。人権問題にも識見が深く、今後においても人権擁護の活発な活動が期待できることから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明 6 月 5 日から 6 月 11 日までの 7 日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、明 6 月 5 日から 6 月 11 日までの 7 日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 6 月 12 日は午前 9 時から本会議を再開します。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。（午前 9 時 30 分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年6月4日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 小 島 進

署 名 議 員 野 並 享 子